

煙突の高さについて

1 煙突に係る検討経緯

《平成 26 年 6 月：第 3 回 検討委員会での検討》

プラント整備計画：1 ごみ中間処理施設(高効率ごみ発電施設) → (2) 設備概要
→ カ 通風設備

通風設備は、煙道、煙突などで構成され処理した排ガスを外部へ放出する。
煙突は、外筒を 1 本設置し、外筒の中に内筒を 1 炉につき 1 本設置する。

《平成 26 年 9 月：第 4 回 検討委員会での検討》

建築計画 (3) 煙突の計画

煙突は、施設の外觀を考慮し、排ガスを通す内筒と内筒を囲む外筒で構成する。
高さは、排ガス等の拡散を考慮する必要があるが、本計画では、航空法第 51 条による昼間障害標識及び航空障害灯の設置が不要な高さ 59m (60m未満) で計画する。
工場棟と一体的に設置すると、敷地の有効利用が図れるほか、工場棟と煙突とを接続する煙道がなくなる。
煙突の材質や構造は、安全性及びデザイン性等を勘案し、施設基本設計で検討する。

【煙突の高さについて】

景観への配慮も重要だが、高い煙突の方がより大きな排ガス拡散効果に期待が持てるため、今後、地元住民と協議しながら決めていきたい。

【課題 ①】

施設整備基本計画に記載する煙突の高さは、何mにするのか。
⇒ 基本計画策定後に実施する環境影響評価に対し、何mの煙突で臨むのか。

【課題 ②】

地元住民との協議において、どのようなデータを参考にするか。

2 煙突の高さの検討

《煙突の高さに係る「景観」と「排ガス拡散効果」との関係》

拡散効果	
煙突の高さ	
景観	

《近年稼働した施設の状況》

近年、焼却技術や排ガス処理技術の発展により、煙突から出る排ガスの濃度は、法規制値を十分満足している状況にある。

このため、近年稼働した施設は、景観を優先させ、ごみ焼却施設のシンボリックな存在である煙突を必要最小限の高さに抑える傾向が見られる。

規模の大きな施設は、焼却量に比例し排ガスも多くなるが、高い煙突を整備しないで稼働している事例も見受けられる。

《施設整備における考え方（案）》

新施設は、厳しい排ガス基準を目標に現施設（現在稼働中の厚木市環境センター）の隣地に建設するため、基本的には、煙突の高さも現施設と同じでよいと考えられるが、現施設が竣工した昭和62年当時と比べ、排ガス拡散調査の技術も進歩し、コンピュータによるシミュレーションも可能となった。

このため、今後実施する環境影響評価において、最新の調査技術により排ガスの拡散調査を行い、試算した数値を参考に煙突の高さを決定する。

拡散調査の結果、近年の基準に対し不十分と判断した場合は、煙突を高く変更することとし、施設整備基本計画の段階では、煙突の高さ59mとする。

《景観への配慮》

煙突のデザインは、煙突をイメージさせないよう工夫するとともに、外筒の先端から見える内筒についても目立たない構造となるよう施設基本設計において検討する。

【右】大田清掃工場 →

竣工：H26.9 規模：600 t/日

煙突：47m



【下】豊島清掃工場 ↓

竣工：H11.6 規模：400 t/日

煙突：210m



← 【左】有明清掃工場

竣工：H7.12

規模：400 t/日

煙突：140m

※ LED証明による時刻表示

(出典：東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ)